

政策評価・独立行政法人評価委員会
独立行政法人評価分科会ヒアリング
(労働者健康福祉機構)

説 明 資 料

厚生労働省 労働基準局 労災補償部

平成 19 年 9 月 19 日

I 独立行政法人労働者健康福祉機構の事業概要について

1. 勤労者医療推進のための事業

(1) 労災病院のネットワークを核として、業務上の疾病又は負傷の予防から治療、リハビリ、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療の提供と、勤労者の健康確保のための活動を展開しつつ、それぞれの地域における勤労者医療（勤労者の職業生活を医療の側面から支える活動）の中核的役割を担う。

- ① 労災病院（33病院）、勤労者予防医療センター（9施設）、労災疾病研究センター（13施設）、
労災看護専門学校（9施設）
- ② 海外勤務健康管理センター（1施設）
- ③ 医療リハビリテーションセンター（1施設）、総合せき損センター（1施設）、労災リハビリテーション工学センター（1施設）、労災リハビリテーション作業所（8施設）

(2) 労災病院のネットワークを活用した産業保健関係者への研修、情報提供、相談及びその他の援助

- ① 産業保健推進センター（47施設）

2. 未払賃金立替払事業

3. その他

独立行政法人労働者健康福祉機構の業務とその意義について

機構の業務

働く人々の職業生活を医療の面から支えるべく①労災疾病に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療の提供及び②職場における健康確保のための産業保健活動の支援において、中核的役割 = 勤労者医療の推進

未払賃金立替払事業の実施

○アスベスト問題への機動的な対応

- ①産業保健推進センターに労働者等の健康相談窓口設置
- ②医療関係者、産業保健関係者向けの専門的Q&A作成
- ③24の労災病院に「アスベスト疾患センター」設置
→アスベスト関連疾患に関する健康相談、診断、治療、症例収集及び他の医療機関への支援
- ④アスベストに係る各種研究の実施、協力
- ⑤アスベスト関連疾患日常ガイドの作成
- ⑥急増するアスベスト関連疾患の労災請求、石綿救済法に係る急増する請求への協力

職業との関連を意識した長年の診療実績と臨床研究及びそれを支える医師等スタッフ、設備等、目的意識を持った体制

○今後への備えも重要

- 例えば化学物質は毎年新規に1,500もの届出
近年、低レベル長期間暴露による身体への影響が問題

アスベスト問題への対応は国民の不安を払拭する上で大きな役割を果たすとともに、セーフティネットとしての存在価値を認識させることにもなった。今後は第二のアスベスト問題が生じないよう診療活動や臨床医学研究等を通じて得られた労災疾病にかかる新たな知見について行政へ積極的に提言・情報提供することを期待する。
(厚生労働省独立行政法人評価委員会業務実績評価より)

○企業倒産による賃金未払事案への迅速な対応

- ①法律上の倒産のみならず中小企業については事実上の倒産も対象とし、年間約4万人(多い時は7万人を超える)を救済
- ②独立行政法人に移行して以来、受付から支払までの期間が大きく短縮
平成15年度32.4日→平成18年度28.6日

確実かつ安定的な事業実施主体における事務処理のノウハウの蓄積

○人口減少社会の到来の下、限られた労働者がより高い生産性で働ける条件整備として勤労者医療の推進は益々重要

○働く人々の生活を守る重要なセーフティネットとして益々重要

Ⅱ 独立行政法人労働者健康福祉機構の整理合理化案について

【見直しの基本的な考え方】

1. 機構が担う勤労者医療推進の中核的役割は人口減少社会に移行した現在、益々重要。
2. 今後、治療のみならず引き続きその予防に重点を置くとともに、病気や障害を抱えても仕事を継続することができるようにするための事業を更に推進していくことが必要。
3. このため、事業の重点化を図り、一部の事業を廃止するとともに、他の実施主体や民間で行えるものは民間等に委ね、併せて事務・事業が効率的かつ低コストで実施できるよう経営努力を継続。

【概要】

1. 事務・事業の見直し内容について

(1) 労災病院

- ① 次期中期目標期間において累積欠損金の削減を図る。

- ② 労災病院の増改築のための国からの施設整備費補助金については平成20年度までの措置とし、平成21年度以降の労災病院の増改築に当たっては自前収入によるものとする。
- ③ 医療と職業リハビリテーションとの連携強化を図る一環として、地域障害者職業センター（（独）高齢・障害者雇用支援機構が運営）が行うリワーク・再就職支援との連携を図る。
- ④ 労災病院業務の健全な実施を維持していくため、必要に応じて、経営状況や勤労者医療における役割等を総合的に勘案して、再編整理を検討する。

（2）労災リハビリテーション工学センター

これまでに蓄積された知見等の有効利用を図った上で、次期中期目標期間において廃止する。

（3）海外勤務健康管理センター等

- ① センターは、海外の医療衛生情報の収集及び提供、健康相談業務に重点化し、健康診断業務については廃止する。
- ② 海外巡回健康相談については、海外友好病院への支援充実による対応を図り、機構の業務としては廃止することとし、他の機関が実施している同様の事業への集約化、民間へ事業委託等を検討する。
なお、この場合において、労災病院の医師、看護師等の医療スタッフの派遣要請は受けるものとする。

(4) 産業保健推進センター等

- ① 費用削減の観点から、各都道府県に設置されている産業保健推進センターの管理部門を労働者健康福祉機構本部に集約する。
- ② 助成金事業のうち、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事業については、総務省の行政評価・監視結果に基づく勧告を踏まえ必要な措置を行う。

(5) 労災リハビリテーション作業所

在所者の退所先の確保に努め、整理縮小を行い、可能な限り次期中期目標期間中に廃止する。

(6) 本部運営等

本部組織について、組織の再編を行い、部の数の削減を図る。

2. 事務事業の民営化、市場化テスト、他法人への移管・一体的実施について

医業未収金の回収について、すでに一部の労災病院において民間委託を実施しているところであるが、今後、さらにその拡大を図る。

3. 業務効率化について

(1) 一般管理費、業務費等の見直しについて

- ① 引き続き、労災病院の事務職、技能業務職を中心としたアウトソーシング化、給与制度の見直し等による人件費の抑制、競争入札の積極的な実施、業務委託費の縮減等を行い、一般管理費の節減を図る。
- ② 引き続き、物品の統一化を行うことに物品調達コストの縮減、保守契約内容の見直し等による業務費の節減に努める。

(2) 随意契約の見直しについて

原則、一般競争入札や企画競争等により、より低コストで効率的に業務を実施することとし、契約に係る透明性、公平性を確保する。